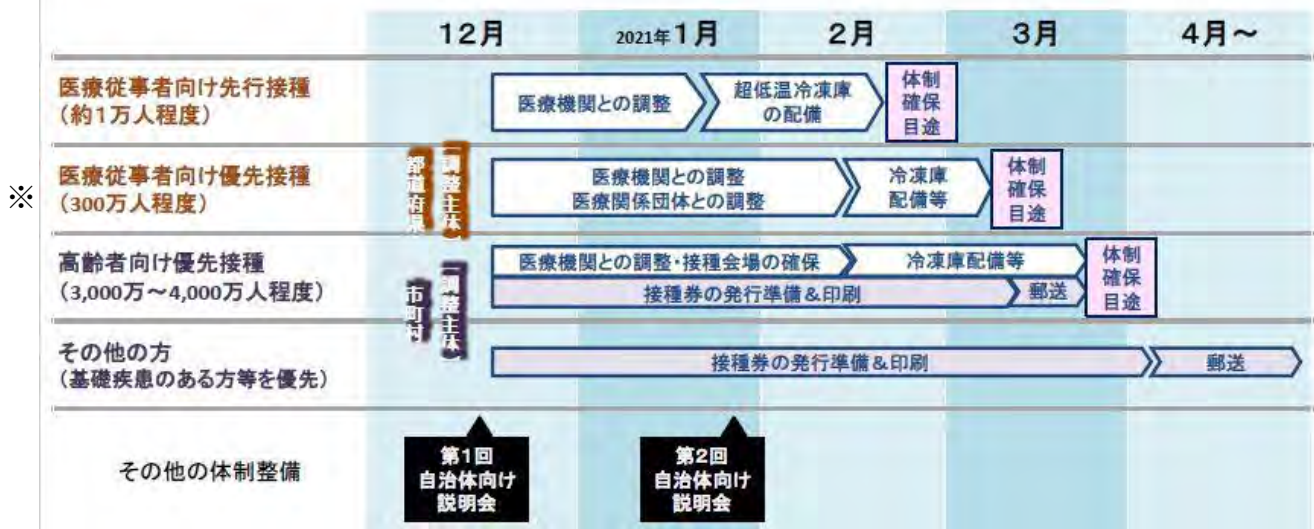


新型コロナウイルスワクチン接種スケジュール等について

1 スケジュール

新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築（スケジュールのイメージ）

- ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



※都道府県が関わる医療従事者向け優先接種は、3月中旬を目途に体制確保が必要。

体制確保に係る都道府県準備スケジュール（イメージ）

| | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | |
|--------------------------------|--|-----------------|-----------|--------------------------------|-------|----|
| | 10～12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
| 人員体制の整備 (会計年度任用職員契約、外部委託含む) | 庁内人員体制の確保 | | | | | |
| ワクチン等の流通調整の準備 | (12/14)★ 卸連に通知 | 地域担当卸決定 | (1/22報告済) | | | |
| 医療従事者等への接種の実施体制確保 | 医療関係団体と調整 (都道府県→市町村)★ 医療従事者等の接種実施機関を 情報提供 | | 被接種者数の把握 | 医療従事者等への接種実施機関が集合契約に手挙げしているか確認 | | |
| 相談体制の確保 | 予算準備 | 契約事務 | 教育期間 | コールセンター運用 | | |
| 国から自治体への情報発信等 | (10/23)★ 要綱・要領 | ★★ 手引き案 説明会① | ★ 説明会② | ◆ 集合契約締結 ※接種実施医療機関等は随時追加可 | | |

※まずは、都道府県が行う事務の精査、県医師会との情報共有が必要と考えられる。

2 都道府県の事務

(1) 医療従事者等への接種体制の調整

| 対象者 | 接種場所 | 接種体制構築の中心 |
|------------------|-----------------------|-----------|
| 大規模医療機関の医療従事者 | 従事する医療機関内 | 当該大規模医療機関 |
| 大規模医療機関以外の医療従事者 | 医療関係団体等が事前に提携した協力医療機関 | 医療関係団体等 |
| 保健師，救急隊員等の自治体職員等 | 都道府県が事前に提携した協力医療機関 | 都道府県 |

■ 事前準備事項

- ・市町村及び医療関係団体等と連携し，医療従事者等への接種体制構築の検討・調整を行う。
- ・どこの医療機関で医療従事者等への接種を行うか，リストを作成する。
 - ※大規模医療機関は，約1,000回接種分を無駄なく接種できる医療機関のこと。
 - ※自治体職員等は，国，都道府県及び市町村で新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する者。

(2) 卸売業者との調整

- ・ワクチン流通の調整に向けて，医療関係団体，卸関係団体等との連携体制を構築する。
- ・地域担当卸の選定（1/22まで国に結果報告）
 - ※医薬品卸売業連合会が卸各社にワクチン流通を担当するか意向確認し，候補卸が複数社ある場合，県は地域を分割して，地域と卸の組み合わせを調整する。県医師会，卸各社，県の3者で県内の流通体制について協議する。

(3) 市町村事務に係る調整

- ・複数市町村にまたがる調整事項に対し，助言・調整を行う。
 - ※原則として市町村内部若しくは市町村間での解決を基本とする。

(4) 専門的相談対応

- ・市町村では対応困難なワクチン接種に係る専門的な相談を受け付ける体制を整備する。
（例えば，接種後3日経っても腫れているが，医療機関を受診した方がよいか等）
 - ※コールセンターを設置する場合，国補助（10/10）の対象となる。

(5) 新型コロナワクチンの割り当て

- ・県に割り当てられた量の範囲内で，市町村別の人口や接種順位上位者数に応じて，市町村ごとの割当量を決定する。

(6) 集合契約の取りまとめ

- ・ワクチン接種実施に係る委託契約について，市町村が県に委任，県は全国知事会に再委任する。
- ・1月中旬より市町村から県への委任状提出が開始し，2月17日まで取りまとめ，全国知事会への委任元リストを提出する。

ワクチン接種対応に係る庁内体制について

R2.12.23 保健福祉部

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、国の主導のもと、必要な財政措置を行い、住民に身近な市町村が接種事務を実施し、**都道府県は広域的観点から必要な調整**を行うこととされている。

今般、新型コロナウイルスワクチンの開発動向等を見据えながら、実用化された際に早期に接種を開始できるよう、接種のために必要な県における体制を整備する。

- **名称** ワクチン接種対応チーム
- **体制** 次長以下、当面5名程度
- **執務場所** 調整中
- **業務内容（主なもの）**

【都道府県の役割】

- ・ **地域の卸売販売業者との調整**
- ・ **市町村事務に係る調整** 等

（参考）【市町村の役割】

- ・ 医療機関等との委託契約・接種費用の支払い
- ・ 住民への接種勧奨、個別通知（予約票、接種券） 等

広域での接種の実施体制の確保に係る調整業務

管内の複数市町村が連携して接種の実施体制を確保しようとする場合等、管内の複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、必要に応じて、助言を行い調整する。

医療従事者等への接種の実施体制の確保業務

接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施に必要な情報を踏まえ、管内の市町村及び地域の医療関係団体等と連携して、医療従事者等への接種の実施体制の構築及び検討を行う。

その際、効率的な接種の観点から、広域的な接種の実施体制の構築について、検討及び調整を行う。

新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備業務

今後、国から提供されるワクチンの流通に関する情報を県内の医療関係団体及び医薬品卸関係団体等の関係者に周知するとともに、関係者と円滑に協議・連携できる体制を構築する。

専門的相談体制の確保業務

市町村で対応が困難な専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保する。外部委託等を含め、適切な体制の確保が可能となるよう、予め検討及び準備を行う。